

資料：秋田大学医学部保健学科紀要12(2)：167-170, 2004

オーストラリアの理学療法職種の紹介 —Physiotherapy Consultant の日本導入の検討—

榎 山 日出樹* Andrew Leaver** Rob Boland**

要 旨

筆者はオーストラリア（以下豪州）に長期在外研究員として派遣期間中に、日本にはない P.C. (Physiotherapy Consultant) という職種を見聞した。この職種はセカンド・オピニオンを用いることにより理学療法サービスの経済的、時間的効率と質の向上を推進していた。本稿ではこの P.C. という職種を紹介し、日本での理学療法士のセカンド・オピニオンについての検討をおこなった。

P.C. は治療する理学療法士、患者および保険会社のための第 2 の見解の一つであり、その主たる役割はすべての当事者にとって満足できる理学療法サービスを推奨することである。豪州の P.C. が果たすセカンド・オピニオンとしての役割の特徴は、推奨される理学療法サービスを担当理学療法士に提供する事である。

P.C. という職種はわずかではあるが職域を拡大することが可能である。また、この職種は患者の利益を最大限追求するという社会における理学療法士の責務も果たす可能性があると考えられる。

I はじめに

近年、理学療法士の学生定員数が急激に増加し、将来理学療法士学生の就職が困難を極める事が予想される。平成16年度までに日本における理学療法士の養成校の数は、毎年増え続け全国で172校、学生定員数8,027人¹⁾を数え、理学療法士の免許取得者は33,439人²⁾を数える。

平成12年の厚生労働省医療関係者審議会では平成18年から19年には需要と供給は均衡し、それ以降は供給が上回ると推測している³⁾。需給の見通しと理学療法士が年間1万人余り輩出されることを踏まえれば、学生が就職活動時に医療や保健、福祉施設に勤めることが厳しくなる事が予見できる。

一方、最近の一部の日本の理学療法士は、自由診療により理学療法サービスを提供している者もいる。また、近年では訪問看護ステーションを開設して、看護師を開設者とし、リハビリテーションをその特色として理学療法士が在宅に赴きサービスを提供するなど、

新たな職域が拡大している⁴⁾。

既存の医療、保健、福祉領域以外の領域で新たな理学療法士の職域を開発することは、理学療法士の安定雇用を促進する。予想される将来に備え、こういった職域で理学療法サービスを提供することが可能か、職域の拡大、開発について継続して検討していくことの重要性は今後益々認識が高まるものと考えられる。また、それと同時に理学療法士数の急激な増加は、理学療法サービスの質を維持するために自浄作用を備えた社会的医療システムの構築の必要性が増大すると考える。

筆者は2003年2月～11月までの10ヶ月間文部科学省の長期在外研究員として、オーストラリア(以下、豪州)の理学療法現場をいくつか見聞する機会が得られた。そこで本稿ではこのような問題を打破する一つの方法として、豪州における理学療法士の一職種である P.C.(Physiotherapy Consultant) が、重要な役割を担うのではないかと考え、日本への導入を検討した。

* 秋田大学医学部保健学科理学療法専攻

** School of Physiotherapy, Faculty of Health Sciences,
The University of Sydney

Key Words: セカンド・オピニオン
理学療法コンサルタント
効率

II 豪州理学療法士の概要

豪州の病院内における理学療法対象疾患は、筋骨格系疾患、神経系疾患、心肺系疾患、小児など、日本の場合とほぼ同様の疾患を対象としている。対象疾患が同じであっても豪州の理学療法士は大学卒業時に資格が与えられ開業することが認められていることが日本とは大きく異なる。対象疾患ごとに専門領域が分かれているのは、日本の場合と同様であった。

また、日本の理学療法士は患者の身体機能、活動能力、社会参加について判断することを「評価」というが、豪州の理学療法士は「診断」といっている。それゆえ、大学でも筋骨格系領域の授業においては、徒手検査、診察の技術も系統立てて学び診断相当の徒手検査技術を学内で既に学んでいる。筋骨格系理学療法は開業の魅力と人気の高いスポーツ領域の疾患をクリニックでみられる魅力と重複することから豪州では花形の専門領域であった。

クリニックを開業するには、患者からの信頼の得られる技術やその人間性が重要であることは国が違っても共通である印象を持った。資本主義社会の市場原理により、疼痛の緩和や除痛といった効果を発揮できる理学療法士は多くの患者が受診していた。また、オフィス街のビルの中に開業医が密集しているところで開業している理学療法士と郊外の町の開業理学療法士に共通点が見いだされた。それは近医と患者の医学的情報を共有し、密度の高い連携をとっているということであった。つまり、今回の見聞しえた期間では繁盛しているという評判の良い理学療法クリニックは、その周辺に開業医が存在し、理学療法のみがその地域に単独で存在して繁盛しているところはなかった。

III. P. C. について

豪州での P.C. という職種は医療費を削減する可能性をもった画期的な職種である。理学療法白書⁹⁾によれば、「理学療法士の開業により医療費の増大を助長するのではなく理学療法士の開業が医療費の削減をもたらすような開業の形態を考えなければならない。」としている。しかし、その突破口としての職種を訪問理学療法ステーションとして取りあげているが、医療費削減は幾分可能であっても根本的な問題解決にはなり得ない。削減されたとしても、それは介護保険の枠組みに安価に組み替えたというだけである。これにより職域は拡大するが医療費を削減するというよりも在宅医療を推進する厚生労働省の経済シフトへの順応といえる。

豪州には WorkCover という名の州の政府関連組織で労働者のための法廷権利を司る機構が存在する。こ

の機構の主目的は、「安全な作業場、効果的職場復帰、及び受傷した労働者に対する保証を達成するために、州のコミュニティのパートナーシップとして働く」とされている。この WorkCover が P.C. の目的について定義付けしている⁹⁾。目的の一つは傷害を負った労働者のために最も良い治療結果を決定するために治療する理学療法士との交渉をすること、臨床上エキスパート理学療法士の資格を持ち治療する理学療法士に対してサービス内容の再考と良い治療結果を得るための教育及びサービス内容を提供すること、等と位置づけている。P.C. は外傷を被った労働者のために担当している理学療法士に患者の症状を更によくする治療プログラムや教育内容を提供してくれる職種といえる。

豪州における P.C. と保険会社を含めた業務の流れと社会相互の関連を模式図として記述した。(図1) 豪州では仕事が原因で外傷を被った場合、受診費用や休職手当は使用者が契約している保険会社が支払うことになる。また、外傷を被った労働者はその状況によっては使用者を訴えることがある。訴訟に要する費用は使用者の契約している保険会社が負担する。労働者に支払われる費用は、医療費よりも手当などの給付金や法律関連にかかる弁護士費用等が数十倍も多く生じることになる。つまり、保険会社としては患者の痛みがいつまでも長く慢性化しないように、より痛みを軽減、回復する医療費(ここでは理学療法サービス)に費やすことにより、むしろ採算があうという医療費の経済効率の向上を生む。このような理由から、慢性痛に移行しつつある患者を担当理学療法士以外の理学療法コンサルタントがみることは、保険会社はもちろん、その患者を担当する理学療法士に診断内容をフィードバックすることを可能とし痛みの治療・緩和を促進する役割を果たす。

この職種は一つの州に10~20人程度存在し、州の理学療法士協会の会長などの推薦によりこの職に就くことが出来る。誰でもその推薦を受けることが出来るのではなく、他者も認める実力が必要である。基本的には民間医療保険会社が P.C. を雇い、年俸900万円(12万オーストラリアドル、A \$ = 約80円換算)相当の所得がある。これだけの人件費を支出しても保険会社としては、その他の医療費や弁護士費用、休職手当を支払う総額を減らす役割を担う理学療法士を雇用する必要性が生じる。

IV. P.C. とセカンド・オピニオン

豪州の New South Wales 州の P.C. であるシドニー大学理学療法専攻教官の Mr. Andrew は P.C. についてこう付け加えている。「P.C. は治療する理学療法

例) 労働災害の場合

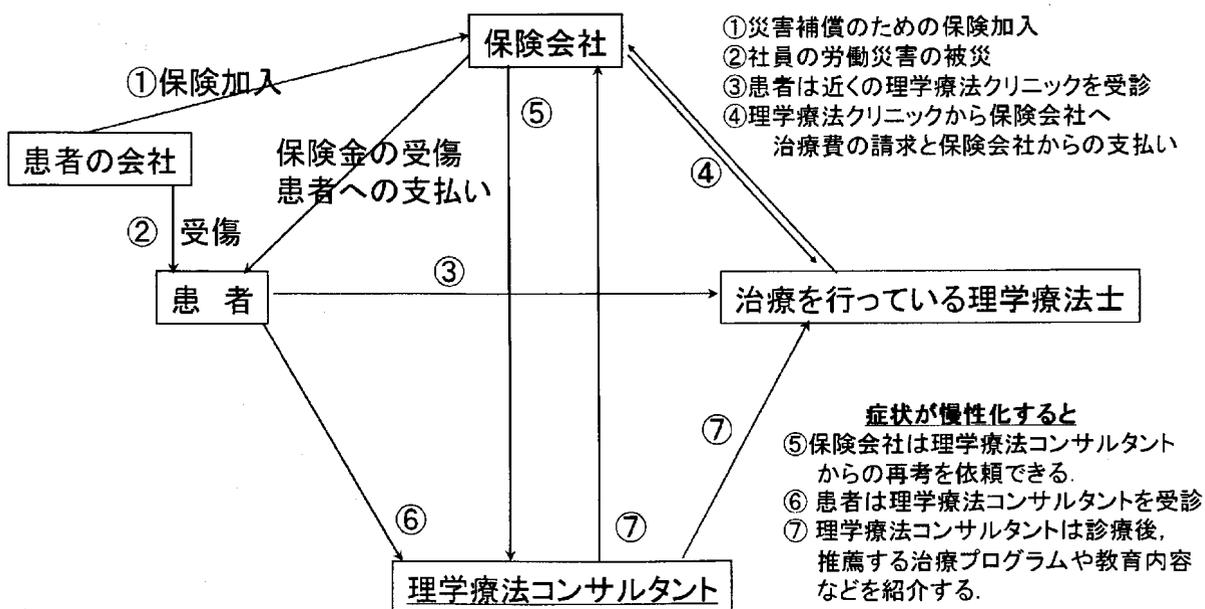


図1 受傷から理学療法コンサルタントまでの流れ

士、患者および保険業者のための第2の見解の一つを提供する。P.C.の主たる役割はすべての当事者にとって満足な理学療法サービスの推奨をすることである。」

日本でのセカンド・オピニオンといえば、「診断や治療方針について主治医以外の医師の意見」と定義され、理解されつつある。およそほとんどの患者はセカンド・オピニオンをしている医師を自ら探し、比較して治療の継続の有無を検討する判断材料にしている。自ら情報を収集し、与えられた情報を自ら判断する、ということになる。これは、判断する側にある程度の医学に関する情報とその理解力、判断力が伴わなければ治療方針の選択に困難が生じるといった問題が起きる可能性がある。また、医師の説明が不十分な場合や説明情報の解釈が十分得られず、患者が納得のいく決断が出来ない場合、形式的なインフォームドコンセントのまま治療が行われることになりかねない。

しかし、この豪州のP.C.が果たす役割は、患者が可能な限り早く症状を改善するために、担当理学療法士ではなくP.C.が推奨治療プログラムを提供する事である。基本的に患者がもつ理解力、判断力の程度、保険会社や担当理学療法士の意向はP.C.が推奨する理学療法サービスの内容には影響されない。要するにP.C.業務の特徴はたった一人の理学療法士の診断によって理学療法が行われるのではなく、筋骨格系領域の専門理学療法士の推奨治療プログラムを担当理学療法士に提供してくれることにある。

現在の理学療法業務にセカンド・オピニオンを症状の回復と経済効率の向上を目的として実施している病院も多い。それは、症例検討会を実施している病院である。そこでは、症例を供覧し複数の理学療法士がセカンド・オピニオンを担当理学療法士に提供する。だが、豪州の本来のセカンド・オピニオンとしてのP.C.はある特定の病院施設の理学療法士の思惑や意向に影響を受けずにP.C.が独立して機能する。日本においても、このような職種が社会に位置づけられることにより、理学療法サービスの質を改善・向上し患者の利益を最大限追求できる可能性を持つものであると考える。

V 日本におけるP.C.の位置づけの検討

1) 保険会社などでの雇用

豪州と同様に日本においても民間及び公的保険などでの雇用は、セカンド・オピニオンが円滑に活用され経済効率の向上と症状の回復促進を目的とすることにより可能であると考えられる。特に、被害者意識の高まる労働災害や交通災害といった疾病利得の生じやすい患者の場合には、経済効率の向上が期待できる。

保険会社がセカンド・オピニオンの実施までを保険内容に含めて商品化することは顧客満足度の拡大、支払保険金の適正化、他社との差別化、など商品力の強化につながり得ると考える。

2) 社団法人の都道府県士会での雇用

社団法人を取得している全国の都道府県の理学療法士協会は、このP.C.を「県民に対する公益事業」として位置づけ、そのサービスの提供を行うことができる。これは、各都道府県内での理学療法サービスの質の改善と向上、患者満足度の増大に寄与できるものと考えられる。また、介護保険の介護レベルを改善する推奨理学療法プログラムを、臨床経験豊富な定年退職された理学療法士に検討依頼する。これにより、たぐいまれな経験をもつ高齢理学療法士の再就職先の確保と保険財源の適正使用につながる。

このP.C.という職種が日本社会に定着することは、理学療法士により理学療法サービスの自浄作用が機能的に作用し患者の満足度の向上も期待できる。公平かつ患者の利益を最大限追求することをP.C.の存在使命とするならば第三者機関などへの配属や、公務員の立場での雇用が利用する患者にとって利害による影響を受けにくいだろう。

日本への位置づけにおいて根本的な問題となるのは、推奨されたプログラムや教育内容を前向きに検討し利用する事が出来るかにかかっている。仮に、推奨プログラムの作成者が自分よりも臨床経験が少なかったり、年齢が若かったりした際にその推奨プログラムをポジティブに検討し必要と思えばそのプログラムを取り入

れる事が出来るかが大きな課題であると考えられる。

VI. 結 語

長期在外研究員として豪州へ赴任中に見聞したP.C.について紹介し、日本への導入を前提とした理学療法におけるセカンド・オピニオンについて検討を行った。

セカンド・オピニオンを活用したP.C.は、理学療法サービスの質の向上と改善、医療費抑制、患者満足度の向上を提供するだろう。そして日本においても患者のために最善の理学療法サービスを提供する責務も果たしうるシステムを内包した職種であると考えられる。

文 献

- 1) (社)日本理学療法士協会：平成16年度全国都道府県理学療法士会会長会議資料，2004，p118
- 2) (財)厚生統計協会：2003年「国民衛生の動向」，廣済堂，東京，2002，p179
- 3) (社)日本理学療法士協会：理学療法白書2002，(有)アイベック，東京，2002，p73，p94
- 4) 塩中雅博，森本榮：理学療法士の開業権と自由診療制。理学療法21(7)：950-958，2004
- 5) http://www.workcover.nsw.gov.au/NR/rdonlyres/4AB20A6F-0ADD-4715-B6F3-7E3B5B088E7E/0/guide_physiotherapists_497.pdf

Introduce of New Occupational Fields in Australian Physiotherapy — Examination of Physiotherapy Consultant in Japan —

Hideki Momiyama* Andrew Leaver** Rob Boland**

* Course of Physical Therapy, School of Health Sciences, Akita University

** School of Physiotherapy, Faculty of Health Sciences, The University of Sydney

During a long-term research secondment to Australia, the writer observed the role of Physiotherapy Consultants (PC), a profession which does not exist in Japan. These consultants promote efficiencies of time and economy and improvement of quality of the physiotherapy service through offering a second opinion. This paper introduces the role of the PC and examines the second opinion of physiotherapists' work in Japan.

PCs provide a different point of view on behalf of the physiotherapist, patient, and insurance company, and their main role is the promotion of a physiotherapy service which is satisfactory for all concerned. A characteristic of the Australian PC's role of providing a second opinion is giving the physiotherapist in charge access to the physiotherapy service endorsed.

Although there are few PCs, there is potential for the occupation to expand. This role allows physiotherapists to successfully fulfil their obligations in a society where the patient's interests are pursued to the utmost extent.